

令和7年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）の使用
 - (1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は各試合場に届け出た上で使用する。（成長過程における現状を把握するため）
 - (2) サポーターなどは、肘、膝などにつける物を足につけたり、ゴムや革及び滑り止めを底に張った物等の使用は禁止する。（相手に危害・公正さの観点から）
 - (3) 指先単独でのテーピングについては、届け出は不要とする。
 - (4) 届け出と違う物を使用した場合は、替えさせる。
- 2 面
 - (1) 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。
ただし、日常の稽古や練習試合での使用については特に制限を設けない。
- 3 竹 刀
 - (1) 平成10年11月10日付、全剣連指導指針「竹刀の先革先端最小直径値計測方法」による。
 - (2) 平成31年4月1日改正、全剣連剣道試合・審判運営要領「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
 - (3) 不正竹刀を使用した場合は、試合規則第19条1、2、3を適用する。ただし、予選リーグにおいては補員の起用は認めない。決勝トーナメント戦においては、次の試合から補員の起用を認める。
 - (4) 不正竹刀とは、「ビニールやセロテープを巻いた物」「異物（先革の芯、柄頭のチギリ以外の物）を混入した物」「検印のない物」を指す。
- 4 公正を害する行為
 - (1) 「変形な構え等の防御態勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 5 突き技
 - (1) 禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上 段
 - (1) 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。
- 7 二 刀
 - (1) 使用させない。
- 8 片手打ち
 - (1) 有効打突としない。
- 9 試合開始
 - (1) 主審の「始め」の宣告で完全に立ち上がって開始させる。（不適切な場合は、指導する）
- 10 主審の宣告
 - (1) 反則の宣告が簡略化されたが、（公財）日本中体連剣道競技部では「第3章第37条」～特に宣告に際し必要を認めた場合は、その理由を述べることができる～を教育的配慮として適用する。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合者要領
 - (1) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。
個人戦においての監督も同じとする。
- 2 華美への配慮
 - (1) 校名・校章等の刺繍（剣道着・袴）は、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮する。
 - (2) 面乳革は、大きさ、色、模様を含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色とする。
 - (3) 柄革は、滑り止め（ゴム等）や模様等のない無地のもので、白色とする。
※ ただし、日常の稽古や練習試合での使用については、その限りではない。
※ 柄革の上端（折り返し部分）の色・模様については、特に制限を設けない。
※ 滑り止め（ゴム等）のついた柄革の使用は禁止する。

申し合わせ事項解説

「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合、1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項

(平成24年度作成)

- (1) 「変形な構え」とは
 - ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」とならない場合
 - ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・ 鍰競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先（けんせん）が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

【指導・反則の宣告方法】

◇ 主審が合議をかける（主審の専決事項）

(1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

(2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則○回」と宣告する。

(3) 確認事項

- ・ 1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】

指 赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の

指は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に、防御の効率のみを優先して左拳を極端に身体の中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

「6 上 段」について

- ・上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

○ 「構えが公正を害する行為」となるとは

片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鰐元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

○ 指導する理由

- ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
- ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

○ 指導内容

- ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・ 「鰐競り合い」及び「打つ直前」の鰐元所持は良い。

※ 上記の指導は、大会直前では競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。